

令和7年度 事業計画書（抜粋）

II 定款に定める事業の計画

1 市町村に対する資金貸付事業(定款第4条第1項第1号)

市町村及び一部事務組合等に対し、災害対策事業及び施設等整備事業の資金として、次のとおり資金貸付を行う。

区分	長期貸付	短期貸付
予算額 (財源)	貸付金：8,000,000千円 (市町村振興宝くじ基金積立資産)	貸付金：500,000千円 (短期借入金収入)
	事務費：1,636千円(特定資産受取利息)	
貸付対象事業	地方財政法第32条に規定する公 共事業で、地方債計画の資金区分に おいて「銀行等引受資金」を借入でき る事業	地方財政法第32条に規定する災害関 連事業
貸付利率 (本則)	当協会と貸付条件を同じくする財 政融資資金の貸付金利から0.3%を減 じた利率(上限：年3.0%)	当協会と貸付条件を同じくする財政融 資資金の貸付金利から0.3%を減じた利 率(上限：年3.0%) ただし、災害救 助法の適用を受けた市町村に対する貸付 金利は、無利子
貸付条件	財政融資資金の貸付金利が0.4%以上0.7%未満の場合は、0.3%、0.3%以下の場 合は、当該貸付金利と同率 ただし、貸付金利の下限は、15年償還0.14%、20年償還0.18%	
償還期限	15年以内若しくは20年以内(据置 期間は、借入団体の希望により、3 年以内の任意(年単位)の期間)	貸付年度内
償還方法	半年賦元金均等償還	一括償還
貸付時期	貸付年度の5月及び3月	隨時
貸付限度額	原則として1事業5億円以内	